

## 「投稿にあたっての注意喚起」掲載の背景等について

機関誌編集委員長 坪 洋一（日本女子大学）

昨年 11 月に機関誌編集委員会として「投稿にあたっての注意喚起」と題する文書を学会ホームページに掲載致しました。以下、掲載に至った背景をご説明申し上げます。会員の皆様に一点お願いをさせていただきます。

まず直近のデータとして、第 58 巻 1 号への投稿（2016 年 10 月末日〆切）に関する受付状況を記しておきます。投稿総数 29 本中、最終的に査読プロセスに回すことができたのは 12 本であり、計 17 本の投稿が不受理となりました。不受理となった理由は、「投稿チェックリスト」の未送、著しい字数超過、添付資料と投稿論文との関係の未記載、添付資料の未送、副本のマスキングの不備、所属機関の倫理委員会による承認の未記載などでした。こうした（しばしば重複する）不備を減らすために機関誌編集委員会として何ができるかを審議して参りました。その結果、今回お示ししたような注意喚起を行うこととなった次第でございます。あわせて、執筆要領についても分かりにくい箇所を修正することとなりました。修正版の要領につきましては、学会 HP ならびに機関誌第 57 巻 4 号に掲載致します。

さて、注意喚起にも記しましたが、会員に皆様には「二重投稿」についていっそうのご理解を図って頂くよう、この場を借りてお願い申し上げます。ご承知のように「二重投稿」とは、既に発表したものと同一内容の論文や投稿中の論文等を学会誌に投稿することを意味します。文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（2014 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）は、「捏造」「改ざん」「盗用」のみならず、「他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する二重投稿」もまた研究不正行為として認識されるようになってきていることを強調しています。

また、日本学術会議（科学研究における健全性の向上に関する検討委員会・研究健全性問題検討分科会）は、上記の新ガイドラインに関する文科省からの審議依頼への回答として「科学研究における健全性の向上について」（2015 年 3 月 6 日）を公表しました。回答には「二重投稿とは、印刷物あるいは電子媒体を問わず、既に出版された、ないしは、他の学術誌に投稿中の論文と本質的に同一の内容の原稿をオリジナル論文として投稿する行為である。こうした行為は、不必要な査読により他の研究者の時間を無駄にするだけでなく、業績の水増しや特定の考えを示す論文を多く見せることによるミスリードをもたらすことにもなるので、厳に禁止されるべきである」との指摘がなされております。

現在、機関誌編集委員会においても二重投稿に関する委員間の共通認識を確立すべく、他学会の取り組み等を参照しつつ議論を重ねているところでございます。会員の皆様におかれましても、上記の文書等を参照し、二重投稿をはじめとする研究不正行為について、これまで以上にご配慮頂くよう重ねてお願い申し上げます。